令和 4 (2022) 年度 **自己点検・評価活動報告書**



目 次

1 は	じめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 大	学の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1)	現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(2)	組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3)	教育研究上の目的とポリシー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 自	己点検・評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(1)	自己点検・評価の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(2)	自己点検・評価体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(3)	自己点検・評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(4)	本学における自己点検・評価および認証評価の歩み・・・・・・・・・・・	6
(5)	令和4 (2022) 年度自己点検・評価委員会活動実績・・・・・・・・・・・	6
本編	自己点検・評価結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
1	中期計画検討サイクル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	年度計画検討サイクル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
3	教育活動改善サイクル・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1(
4	授業改善サイクル・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1(
5	教育・教育環境改善サイクル・・・・・・・・・・・・・ 1	11
6	教員集合研修活動サイクル・・・・・・・・・・・・・・ 1	12
7	教職員等集合研修活動サイクル・・・・・・・・・・・・・1	13
8	学生の受け入れ方法 (アドミッションポリシー) 改善サイクル・・・・・・1	14
9	教育課程編成(カリキュラムポリシー)改善サイクル・・・・・・・・)	15
10	学位授与の基準及び種類 (ディプロマポリシー) の改善サイクル・・・・・・1	16
11	施設設備サイクル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
参考資	料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	2(
1	内部質保証システムチェック表・・・・・・・・・・・・2	21
2	東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱・・・・・・・・・・2	22
3	東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱・・・・・・・・2	24

1 はじめに

本学は平成 18(2006)年の開学当初より、「学校教育法」第百九条¹ および「東京都立 産業技術大学院大学学則」第 2 条² に基づき、教育研究水準の向上と本学の使命の達成 を目的として自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価の実施方法については、本学の内部質保証システムを効果的に運用するとともに、文部科学大臣認証の機関による認証評価および東京都地方独立行政法人評価委員会による業務実績評価の結果を効果的に反映させることで教育研究の質の向上に取り組んでいる。

内部質保証システムの運用については、令和2(2020)年度に「東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱(2産技大管管第1014号)」を制定し、自己点検・評価体制の統括組織として、学長を室長とする内部質保証室を設置した。翌令和3(2021)年度に「東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱(3産技大管管第1041号)」を制定し、内部質保証に係る具体的な実施方法を定め、適宜システム自体の見直しも行いつつ効果的な運用に努めている。

本学の使命および目的を達成するため、引き続き実施体制や実施方法等について必要な改善を図りながら、自己点検・評価に取り組んでいきたい。

¹ **第百九条** 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項及び第五項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

² **第2条** 本学は、前条に掲げる目的及び使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 大学の概要

(1) 現 況

名称(英語名)

東京都立産業技術大学院大学(Advanced Institute of Industrial Technology)

所在地

東京都品川区東大井一丁目 10番 40号(品川シーサイドキャンパス)

設置者

東京都公立大学法人

研究科の構成

研 究 科:產業技術研究科

専 攻:産業技術専攻

コース(学位名):事業設計工学コース(事業設計工学修士[専門職])

情報アーキテクチャコース(情報システム学修士[専門職])

創造技術コース(創造技術修士[専門職])

学生数及び教職員数(令和4(2022)年5月1日時点)

学 生 数:243名 教 職 員 数:54名

(2) 組織図

東京都公立大学法人 理事長 教育研究組織 東京都立産業技術大学院大学 学長 産業技術研究科 産業技術専攻 事業設計工学コース 情報アーキテクチャコース 創造技術コース 事務組織 東京都公立大学法人 東京都立産業技術大学院大学 事務局長 管理部 管理課 管理係 企画広報・国際係 教務学生係 教育企画・入試係 社会連携係

(3) 教育目標と3つのポリシー

教育目標

東京都立産業技術大学院大学は、専門的知識と体系化された技術ノウハウを活用して、新たな価値を創造し、産業の活性化に資する意欲と能力を持つ高度専門技術者の育成を目的としています。

3つのポリシー

・ディプロマポリシー

東京都立産業技術大学院大学は、所定の期間在学して所定の単位を取得し、所属する学位プログラムであるコースのカリキュラムで定める知識・スキル・コンピテンシーを獲得し、ディプロマポリシーに合致する学生を、本学の理念に定める人材として専門職学位を授与します。

・カリキュラムポリシー

各コースの分野に関する講義科目、演習科目、プロジェクト型教育プログラムを体系的に編成し適切に組み合わせた授業を開講し、指導を行います。このため、主に1年次生は、講義、演習科目を通して知識とスキルを修得し、2年次生は、PBL型科目等を通して、プロジェクト遂行に必要なさらなる知識とスキルの獲得を図ると共に、各コースで定めたコンピテンシーの獲得を図ります。

・アドミッションポリシー

本学の理念に定める人材を育成するため、コースが定める専門職学位課程のディ プロマポリシーとカリキュラムポリシーを理解し、次のことを獲得しようとする人 を受け入れます。

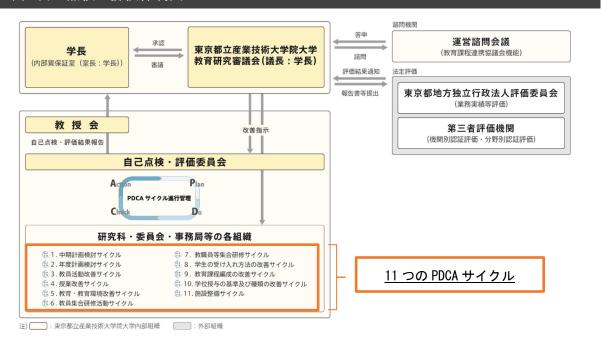
- 1. コースが対象とする産業技術分野に関する高度の専門的知識及びこれを実務に 応用できる能力
- 2. コースが対象とする産業技術分野において、複雑な問題を分析し、課題を抽出 し、解決できる卓越した能力
- 3. コースが対象とする産業技術分野に関する基礎的技能や知識
- 4. 継続的学修と研究の能力
- 5. 本学の学修活動に必要なコミュニケーション能力、チーム活動力
- 6. 職業倫理を理解し、倫理規範を守りつつ職務を果たす能力と態度

3 自己点検・評価について

(1) 自己点検・評価の目的

本学の教育研究、組織運営及び施設設備の状況について継続的に点検並びに評価することで、必要に応じた改善活動を実施するとともに質の保証を行い、本学の使命と目的を達成することを目的とする。

(2) 自己点検・評価体制図



(3) 自己点検・評価方法

「東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱(3産技大管管第 1041 号)」に定めた 11 つの PDCA サイクルの実行状況について、内部質保証室が決定する「内部質保証システムチェック表」(「参考資料」参照) に基づき、点検・評価を実施する。点検・評価は自己点検・評価委員会が行い、内部質保証室が必要に応じて改善指示をすることとしている。

(4) 本学における自己点検・評価および認証評価の歩み3

平成 18(2006)年度 東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会規程 制定

平成 22(2010)年度 分野別認証評価(情報アーキテクチャ専攻) 受審

平成 24(2012)年度 機関別認証評価 受審

平成 24(2012)年度 分野別認証評価(創造技術専攻) 受審

平成 27(2015)年度 分野別認証評価(情報アーキテクチャ専攻) 受審

平成 29(2017)年度 分野別認証評価(創造技術専攻) 受審

令和元(2019)年度 機関別認証評価 受審

令和 2 (2020)年度 分野別認証評価(情報アーキテクチャ専攻) 受審

令和 2 (2020)年度 東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱 制定

令和3(2021)年度 東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱 制定

令和 4 (2022)年度 分野別認証評価(産業技術専攻) 受審

(5) 令和4(2022)年度自己点検・評価委員会活動実績

開催日	会議	主な内容(抜粋)
4月8日	第1回内部質保証室	R4 内部質保証システムチェック表の決定
4月12日	第1回自己点検・評価委員会	認証評価スケジュールの確認
10月11日	第2回自己点検・評価委員会	R4 内部質保証システムチェック表の確認 (中間)
12月19日	第3回自己点検・評価委員会	R5 年度計画策定表の報告
3月14日	第4回自己点検・評価委員会	R4 内部質保証システムチェック表の確認(最終)
3月20日	第2回内部質保証室	「東京都立産業技術大学院大学内部質保証シス テム実施要綱」の改正

^{3 ※}認証評価機関は下記のとおりである。

[・]機関別認証評価(H24): 独立行政法人 大学改革・学位授与機構(NIAD-QE)

[・]機関別認証評価 (R1):公益財団法人 大学基準協会 (JUAA)

[・]分野別認証評価:一般社団法人 日本技術者教育認定機構 (JABEE)



本 編 自己点検・評価結果

1 中期計画検討サイクル (実行周期:6年)

研究科、委員会、事務局等の各組織(以下「各組織」という。)が、東京都地方独立行政法 人評価委員会の指示に基づき、中期計画期間の5か年度目に過去4か年度の結果の暫定評 価を行い、これに基づき計画の実施方法の改善措置を講じるものとする。

令和4(2022)年度の自己点検・評価の活動実績

活動対象年度外のため、活動なし。

令和4(2022)年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果

- ◆中期計画期間の5か年度目に過去4か年度の結果の暫定評価を行ったか。
 - ⇒ 本年度、自己点検・評価対象外(次回:令和9(2027)年度)。
- ◆暫定評価に基づき、次期中期計画を策定しているか。
 - ⇒ 本年度、自己点検・評価対象外(次回:令和9(2027)年度)。

2 年度計画検討サイクル (実行周期: 1年)

各組織が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示に基づき、年度計画の実施内容について点検を行い、これに基づき翌年度の計画の策定に反映させるものとする。

令和4(2022)年度の自己点検・評価の活動実績

日時	会議	主な内容(抜粋)
4月8日	第1回運営会議	R3 年度計画の運用結果の報告
5月6日	第2回運営会議	R4 年度計画の月例進捗確認
6月3日	第3回運営会議	R4 年度計画の月例進捗確認
7月8日	第4回運営会議	R4 年度計画の月例進捗確認
9月9日	第5回運営会議	R4 年度計画の月例進捗確認
10月6日	第6回運営会議	R4 年度計画の月例進捗確認
11月4日	第7回運営会議	R4 年度計画の月例進捗確認
10 日 0 日	笠 0 同宝带人港	R5 年度計画策定指針の報告
12月9日	第8回運営会議	R4 年度計画の月例進捗確認
1月5日	第9回運営会議	R5 年度計画(原案)概要の確認
2月3日	第 10 回運営会議	R4 年度計画の月例進捗確認
3月3日	第 11 回運営会議	R4 年度計画の月例進捗確認

令和4(2022)年度の自己点検・評価結果

◆年度計画に進捗があるか。

⇒ 進捗がある。月例の運営会議で R4 年度計画の進捗を確認することで当該年度計画に基づいた大学運営を行った。

❖次年度の年度計画に前年度の改善点が反映されているか。

⇒ 反映されている。R5 年度計画策定に際し、課題であった評価項目増加に伴う大学運営の煩雑さを踏まえ、R4 年度に 20 項目あった評価項目を 12 項目に集約化し、各計画の遂行を丁寧に実施できるようにした。

3 教員活動改善サイクル (実行周期: 1年)

原則、すべての教員が、自ら活動計画を立て、実績を整理し、活動の振返りを行い、それ をもとに次期の活動計画を立てるものとする。

令和4(2022)年度の自己点検・評価の活動実績

点検対象年度外のため、活動なし。

令和4(2022)年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果

❖教員評価制度に則り、手続きを実施しているか。

⇒ 実施している。令和4(2022)年5月24日付人事課通知「2022年度教員の自己申告(当初申告)の実施について(4東公法総人第75号)」に基づき、研究科長および専攻長の管理の下、自己申告書類の提出および教員面談の実施等の諸手続きを通じて適切に人事評価を行った。また、自己点検・評価の結果、次年度より教員面談の実施履歴(実施日・実施方法等)の記録を残すことについて検討することとした。

4 授業改善サイクル (実行周期: 1年)

原則、すべての教員が、学生による授業評価等に基づき、授業の点検及び評価を行い、教員各自のアクションプランを作成し、FD 委員会 (平成 18 年度法人規程第 6 号) に報告し、この計画を実施するものとする。

令和4(2022)年度の自己点検・評価の活動実績

日時	会議	主な内容(抜粋)
4月12日	第1回FD委員会	第 12 回 Best Professor of the year の決定
5月6日	第2回FD委員会	第 32 回(R4 第 1 回)FD フォーラムのテーマの決定
7月8日	第3回FD委員会	第1Q授業評価アンケート結果の報告
9月9日	第4回FD委員会	第2Q授業評価アンケート結果の報告
11月8日	第 5 回 FD 委員会	第 32 回(R4 第 1 回)FD フォーラムのアンケート結果の 報告
12月9日	第6回FD委員会	第 33 回(R4 第 2 回)FD フォーラムのテーマの決定

1月6日	第7回FD委員会	第3Q授業評価アンケート結果の報告
2月10日	第8回FD委員会	令和 4 (2022)年度 FD 活動内容の報告
3月10日	第9回FD委員会	第4Q 授業評価アンケート結果および第33回(R4第2回)FD フォーラムのアンケート結果の報告

自己点検・評価の項目と結果

❖授業アンケートを実施したか。

⇒ 実施した。クォータ毎に授業評価アンケートを実施し、結果を FD 委員会で都度報告した。また、授業評価アンケートにおける学生の意見を確認し、改善が必要な事項については研究科長および FD 委員長間で共有し、対応の検討を行っている。

❖授業アンケートに基づき、教員のアクションプランを作成・公表しているか。

⇒ 作成・公表している。授業評価アンケート結果をもとに各教員のアクションプランを作成し、FD レポート第 31 号(6月)および第 32 号(3月)の形で整理した。なお、FD レポートについては本学 HP に掲載しており、学内外に広く公開している。

(https://aiit.ac.jp/education/fd/activities/report/)

5 教育・教育環境改善サイクル (実行周期: 1年)

各組織が、修了生アンケート、入学生アンケート等により、教育及び教育環境を点検並び に評価し、必要に応じて改善するものとする。

令和4(2022)年度の自己点検・評価の活動実績

日時	会 議	主な内容(抜粋)
4月12日	第1回教務学生委員会	履修申請期間等年間スケジュールの決定
5月10日	第2回教務学生委員会	令和 3 (2021)年度修了生アンケート結果の報告
5月20日	臨時教務学生委員会	AIIT 単位バンク登録生の履修可否の決定
6月14日	第3回教務学生委員会	学生の身分異動に関する審議
6月27日	臨時教務学生委員会	AIIT 単位バンク登録生の時間割の決定
7月12日	第4回教務学生委員会	履修登録者数上限設定の決定
9月1日	臨時教務学生委員会	令和4(2022)年度9月修了判定に関する審議
9月13日	第5回教務学生委員会	非常勤講師の採用に関する審議
9月29日	臨時教務学生委員会	AIIT 単位バンク登録生の時間割の決定
10月11日	第6回教務学生委員会	授業料減免及び分納申請に関する審議
10月17日	臨時教務学生委員会	AIIT 単位バンク登録生の履修修正の決定
10月19日	臨時教務学生委員会	同一科目の再履修に関する審議
11月8日	第7回教務学生委員会	履修の手引きの見直しに関する審議
12月13日	第8回教務学生委員会	履修の手引きの見直しに関する審議
1月10日	第9回教務学生委員会	学則及び履修規則の改正

2月7日	臨時教務学生委員会	期間外の履修修正に関する審議
2月14日	第 10 回教務学生委員会	ディプロマサプリメントの見直しに関する審議
3月2日	臨時教務学生委員会	令和4(2022)年度3月修了判定に関する審議
3月14日	第 11 回教務学生委員会	令和 5 (2023)年度入学式および新入生ガイダンスの決定

自己点検・評価の項目と結果

❖修了生アンケート、入学生アンケートを実施しているか。

⇒ 実施している。令和3(2021)年度修了生を対象に修了生アンケートを実施し、52名から 回答を得、教務学生委員会で結果が報告された。また、令和4(2022)年度4月入学生を 対象に入学生アンケートを実施し、32名から回答を得、広報委員会で結果が報告された。当アンケート結果は適宜広報活動の検討に利用している。なお、修了生の意見は有 意義なものが多いため、今後の教育研究活動への積極的な活用および修了生コミュニティへの一層の支援が望ましい旨の評価結果があった。

❖必要に応じて、アンケートに基づく改善活動を行っているか。

⇒ 行っている。令和 3 (2021)年度修了生を対象とした修了生アンケートの結果に基づき、 対応について教務学生委員会で検討のうえ、改善に向けた活動をしている。

6 教員集合研修活動サイクル (実行周期: 1年)

FD 委員会が、教育の内容及び方法に係る計画を実施し、アンケート等による客観的な検証を行い、及び改善することとする。

令和4(2022)年度の自己点検・評価の活動実績

日時	会議	主な内容(抜粋)
4月12日	第1回FD委員会	第 12 回 Best Professor of the year の決定
5月6日	第2回FD委員会	第 32 回(R4 第 1 回)FD フォーラムのテーマの決定
7月8日	第3回FD委員会	第1Q 授業評価アンケート結果の報告
9月9日	第4回FD委員会	第2Q授業評価アンケート結果の報告
11月8日	第5回FD委員会	第 32 回(R4 第 1 回)FD フォーラムのアンケート結果の報告
12月9日	第6回FD委員会	第 33 回(R4 第 2 回)FD フォーラムのテーマの決定
1月6日	第7回FD委員会	第3Q授業評価アンケート結果の報告
2月10日	第8回FD委員会	令和 4 (2022)年度 FD 活動内容の報告
3月10日	第9回FD委員会	第4Q 授業評価アンケート結果および第 33 回(R4第2回)FD フォーラムのアンケート結果の報告

自己点検・評価の項目と結果

❖FD フォーラムを実施したか。

- ⇒ 9月と2月に以下のとおり FD フォーラムを実施した。
 - ・第32回(R4第1回)【テーマ】教室設備の使い方
 - ・第33回(R4第2回)【テーマ】プロフェッショナルなエンジニア育成について

❖FD フォーラム終了後にアンケートを実施したか。

⇒ 実施した。なお、アンケート結果については適宜 FD 委員会で報告を行っている。

◆FD フォーラムの内容については、アンケート等による客観的な検証を行い、決定している か。

⇒ 客観的に検証のうえ決定している。FD フォーラム終了後のアンケートにより、本取組 について客観的な検証を行っている。第 32 回(R4 第 1 回)のアンケート結果を踏まえ、 第 33 回(R4 第 2 回)の FD フォーラムのテーマを決定した。

7 教職員等集合研修活動サイクル (実行周期: 1年)

SD 企画運営本部 (2 産技大管管第 317 号) が、教員と職員が一体となって大学運営を適切かつ効果的に実施するために必要な取組を行い、アンケート等による客観的な検証を行い、改善することとする。

令和4(2022)年度の自己点検・評価の活動実績

日時	会 議	主な内容(抜粋)
5月27日	第1回 SD 企画運営本部	令和 4 (2022)年度 SD 活動内容の決定
2月28日	第 2 回 SD 企画運営本部	令和 4 (2022)年度 SD 活動結果の報告

令和4(2022)年度の自己点検・評価結果

自己点検・評価の項目と結果

◆SD 活動を実施したか。

- ⇒ 計6回のSD活動を以下のとおり実施した。
 - 1 公立大学協会主催「令和4年度公立大学職員セミナー」
 - 2 FD/SD セミナー
 - 3 学長講話
 - 4 職員アンケート
 - 5 宮城大学との共催セミナー
 - 6 学設置基準等改正を踏まえた対応検討研修会

❖SD 活動終了後にアンケートを実施したか。

⇒ 実施した。なお、結果については適宜 SD 企画運営本部で報告を行っている。

❖SD 活動の内容については、アンケート等による客観的な検証を行い、決定しているか。

⇒ 客観的に検証を行い、決定している。SD 活動終了後のアンケートにより、本取組について客観的な検証を行っている。本年度のアンケート結果を踏まえ、次年度のSD 活動内容を検討している。

8 学生の受け入れ方法 (アドミッションポリシー) 改善サイクル (実行周期:5年)

各組織が、入試実績(志願倍率、入試成績等をいう。)、入学生アンケート等により学生受入結果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてアドミッションポリシーを改定し、入試方法の改善及び改革を行う。

令和4(2022)年度の自己点検・評価の活動実績

開催日	会議	主な内容(抜粋)
4月12日	第1回入試委員会	令和 4 (2022)年度入試選考方法の決定
4月26日	臨時入試委員会	令和 4 (2022)年度入試募集要項の審議
5月10日	第2回入試委員会	令和 4 (2022)年度入試募集要項の決定
5月20日	臨時入試委員会	AIIT 単位バンク登録生出願資格審査
6月14日	第3回入試委員会	第1期一般入試筆記問題の決定
7月1日	臨時入試委員会	第1期入試出願資格事前審查
7月11日	第4回入試委員会	第1期入試実施体制の決定
7月31日	臨時入試委員会	第1期入試判定および入試結果の確認
8月23日	臨時入試委員会	AIIT 単位バンク登録生出願資格審査
9月13日	第5回入試委員会	令和 4 (2022)年度入試実施状況の報告
10月11日	第6回入試委員会	第2期入試出願資格事前審查
10月25日	臨時入試委員会	AIIT 単位バンク登録生出願資格審査
11月8日	第7回入試委員会	第 3 期一般入試筆記問題の決定
11月13日	臨時入試委員会	第2期入試判定および入試結果の確認
12月13日	第8回入試委員会	令和 5 (2023)年度 10 月入学向け入試募集要項の決定
12月21日	臨時入試委員会	第4期一般入試筆記試験問題の決定
1月10日	第9回入試委員会	第 3 期入試実施体制の決定
1月15日	臨時入試委員会	第3期入試判定および入試結果の確認
2月14日	第 10 回入試委員会	令和 5 (2023)年度入試日程に関する審議
2月19日	臨時入試委員会	第4期入試判定および入試結果の確認
2月21日	臨時入試委員会	AIIT 単位バンク登録生出願資格審査
3月6日	臨時入試委員会	AIIT 単位バンク登録生出願資格審査
3月14日	第 11 回入試委員会	令和 5 (2023)年度入試日程の確認

自己点検・評価の項目と結果

- ◆入試実績(志願倍率、入試成績等)を確認し、分析しているか。
 - ⇒ 確認、分析している。令和 5 (2023)年度 4 月入学の入試では、志願者数は産業技術専攻全体で 189 名にのぼり、志願倍率は 2.1 倍を達成した。中でも情報アーキテクチャコースの志願倍率は 3.1 倍となり、コロナ禍でも十分な定員を確保した。これらの結果を教授会および教育研究審議会に報告のうえ、次年度の入試広報に活かしている。また、入試については面接実施前にアドミッションポリシーを都度確認し、これに沿った入試判定を行っている。
- ❖ 必要に応じて、入試実績、認証評価結果、業務実績評価結果等に基づき、アドミッションポリシー及び入試方法の見直しを行っているか(分野別認証評価受審翌年度)。
 - ⇒ 本年度、自己点検・評価対象外(次回:令和5(2023)年度)。

9 教育課程編成 (カリキュラムポリシー) 改善サイクル (実行周期:5年)

各組織が、修了生アンケート、成績調査等により学習成果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてカリキュラムポリシーを改定し、及びカリキュラムの全面的又は部分的な改正を行う。

令和4(2022)年度の自己点検・評価の活動実績

開催日	会 議	主な内容(抜粋)
4月12日	第1回カリキュラム委員会	委員会活動内容の確認
4月26日	臨時カリキュラム委員会	グローバル PBL 及び国際交流の公募に関する報告
7月6日	臨時カリキュラム委員会	グローバル PBL 及び国際交流の公募に関する報告
7月12日	第2回カリキュラム委員会	令和5(2023)年度カリキュラム見直しに関する審議
7月31日	臨時カリキュラム委員会	令和5(2023)年度カリキュラム見直しに関する審議
9月13日	第3回カリキュラム委員会	委員会活動内容の確認
10月11日	第4回カリキュラム委員会	令和5(2023)年度カリキュラム見直しに関する審議
11月8日	第5回カリキュラム委員会	令和5(2023)年度カリキュラム見直しに関する報告
12月13日	第6回カリキュラム委員会	PBL の修了生参加可否に関する審議
1月10日	第7回カリキュラム委員会	シラバスおよび履修の手引きの修正に関する報告
2月16日	第8回カリキュラム委員会	委員会活動内容の報告
3月14日	第9回カリキュラム委員会	令和 5 (2023)年度授業科目グローバル寄与度調査結 果に関する報告

自己点検・評価の項目と結果

- **◇**修了生アンケート、成績調査等の学修成果を確認し、分析しているか。
 - ⇒ 確認、分析している。令和 3 (2021)年度修了生を対象に修了生アンケートを実施し、52 名から回答を得、教務学生委員会で結果を確認のうえ、カリキュラム委員会にてカリキュラムの見直しを行っている。
- ❖ <u>必要に応じて、学修成果の分析結果、認証評価結果、業務実績評価等に基づき、カリキュラ</u>ムポリシー及びカリキュラムの見直しを行っているか(分野別認証評価翌年度)。
 - ⇒ 本年度、自己点検・評価対象外(次回:令和5(2023)年度)。

10 学位授与の基準及び種類 (ディプロマポリシー) 改善サイクル (実行周期: 5年)

各組織が、就職状況、修了生の社会での活躍状況等を一定期間測定し、教育成果等を検証し、運営諮問会議(18 産技大管管第1号)において産業界からのニーズを聴取し、必要に応じて単位授与及び学位授与の要件を改正し、カリキュラム及び履修科目構成を改正し、入試方法の改正並びに教育研修組織の再編及び改廃について検討する。

令和4(2022)年度の自己点検・評価の活動実績

開催日	会議	主な内容(抜粋)		
4月8日	第1回キャリア開発支援委員会	令和 3 (2021)年度修了者の進路状況の報告		
5月10日	第2回キャリア開発支援委員会	令和 4 (2022)年度修了予定者の活動状況の確認		
6月14日	第3回キャリア開発支援委員会	令和 4 (2022)年度修了予定者の活動状況の確認		
6月30日	第 33 回運営諮問会議	東京都立産業技術大学院大学からの諮問		
7月12日	12日 第4回キャリア開発支援委員会 令和 4 (2022)年度および令和 5 (2023)年度 定者の活動状況の確認			
9月13日	第5回キャリア開発支援委員会	令和 4 (2022)年度および令和 5 (2023)年度修了予 定者の活動状況の確認		
10月5日	第 40 回実務担当者会議	諮問事項の確認と答申策定のための意見交換		
10月11日	第6回キャリア開発支援委員会			
11月8日	第7回キャリア開発支援委員会	令和 4 (2022)年度および令和 5 (2023)年度修了予 定者の活動状況の確認		
11月16日	第 41 回実務担当者会議	答申策定のための意見交換		
12月13日	第8回キャリア開発支援委員会	令和 4 (2022)年度および令和 5 (2023)年度修了予 定者の活動状況の確認		
12月21日	第 42 回実務担当者会議	運営諮問会議答申(案)について		
1月10日	第9回キャリア開発支援委員会	令和4 (2022)年度および令和5 (2023)年度修了予 定者の活動状況の確認		
2月14日	第 10 回キャリア開発支援委員会	令和 4 (2022)年度および令和 5 (2023)年度修了予 定者の活動状況の確認		

3月14日	第 11 回キャリア開発支援委員会	令和 4 (2022)年度 3 月修了予定者の進路状況の報告
3月15日	第 34 回運営諮問会議	東京都立産業技術大学院大学からの諮問に対する 答申

自己点検・評価の項目と結果

❖就職状況、修了生の社会での活躍状況等を確認しているか。

⇒ 確認している。令和 3 (2021)年度修了者の就職状況の他、令和 4 (2022)年度および令和 5 (2023)年度修了予定者の活動状況についても、キャリア開発支援委員会にて都度確認 をしている。

◆運営諮問会議を開催し、産業界からのニーズを聴取しているか。

- ⇒ 聴取している。6月に運営諮問会議に、リカレント教育推進に向けた出口の質保証と、 修了後も学び続けることができる体制づくりについて諮問を行い、3月に同会議にて答 申(産業界からの意見・提案)があった。
- ◆<u>必要に応じて、修了生の活躍状況、産業界からのニーズ、認証評価結果、業務実績評価等に</u> 基づき、単位授与及び学位授与の要件を見直しているか(分野別認証評価翌年度)。
 - ⇒ 本年度、自己点検・評価対象外(次回:令和5(2023)年度)。

11 施設設備サイクル (実行周期: 1年)

施設・設備委員会(平成 18 年度法人規程第 8 号)が、毎年の定期的な学内調査に基づき、 改修及び整備の項目を整理するとともに、緊急度、効果等を検討し、優先度の高いものから 実施することとする。大規模改修及び新規の建設が必要な場合は、施設・設備委員会は、東 京都公立大学法人へ意見を提出することとする。

令和4(2022)年度の自己点検・評価の活動実績

開催日	会 議	主な内容(抜粋)
4月12日	第1回施設・設備委員会	委員会活動内容の確認
5月9日	第2回施設・設備委員会	DX 関連設備等の所管に関する審議
5月25日	第3回施設・設備委員会	令和 4 (2022)年度の部屋割の決定
6月10日	第4回施設・設備委員会	サーバ・実験室運用規定の改正
7月8日	第5回施設・設備委員会	昇降機改修工事に関する報告
2月10日	第6回施設・設備委員会	教室のレイアウト変更に関する報告
3月10日	第7回施設・設備委員会	夢工房の運用見直しに関する審議

自己点検・評価の項目と結果

- ❖学内の施設・設備について、定期的な調査を行ったか。
 - ⇒ 以下のとおり定期的に調査を行った。
 - · 害虫駆除業務(毎月)
 - ·空気環境測定(5/7/9/11/1/3月)
 - ・電力ひっ迫等における節電要請周知 (7月)
 - ·建築設備点検(8月)
 - ・消防/防火設備点検(8月)
 - ・学内窓ガラス清掃(8月)
 - · 学内床清掃(8月)
 - ·防災管理点検(9月)
 - ·避雷設備法定点検(11月)
 - ・法定電気設備点検(12月)
- ❖必要に応じて、改修及び整備を行っているか。
 - ⇒ 以下のとおり改修及び整備を行った。
 - 昇降機設備改修工事
 - ・中央ホール内装および舞台機構改修工事
- ◆<u>必要に応じて、大規模改修及び新規の建設に係る意見を東京都公立大学法人に提出しているか(中期計画第5か年度目)</u>
 - ⇒ 本年度、自己点検・評価対象外(次回:令和9(2027)年度)。

参考資料

内部質保証システムチェック表

東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱

東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱

令和4年度内部質保証システムチェック表(チェック後)

	114年度内部質保証シ サイクル名	周期	PDCAサイクル 宇施組織	内部質保証システム実施要網抜粋	自己点検・評価委員会確認事項		エピデンス資料	コメント(自己点検・評価委員会より)
1	中期計画検討サイクル	6年	美加利爾 産技大WG	【第8条】中期計画の検討におけるPDCAサイクル について、各組織が、東京都地方独立行政法人評価 委員会の指示に基づき、中期計画期間の5か年度目 に過去4か年度の結果の物度が同価を行い、これに基 づき計画の実施方法の改善措置を講じるものとす る。	4 か年度の結果の暫定評価を行ったか。 (確認対象外) ・暫定評価に基づき、次期中期計画を策		なし	
2	年度計画検討サイクル	1年	運営会議	【第9条】年度計画検討サイクルについては、地方 独立行政法人法第27条に定める年度計画の検討にお けるPDCAサイクルについて、各組織が、東京地 方独立行改法人評価委員会の指示に基づき、年度計 画の実施内容について点接を行い、これに基づき翌 年度の計画の策定に反映させるものとする。	・次年度年度計画に前年度の改善点が反	9	年度計画進捗管理票 (10月,3 月) 次年度年度計画策定票 (12月)	
3	教員活動改善サイクル	1年	研究科長 庶務・会計係	【第10条】 教員活動改善サイクルについては、原則 として、すべての教員が、自ら活動計画を立て、実 購を整理し、活動の振返りを行い、それをもとに次 期の活動計画を立てるものとする。			人事課通知 (教員の個別資料は個人情報の ため収集しない)	(3月) ・面談が行われた実績(誰がいつどこで 行ったか等)が分かる資料があるとよい
4	授業改善サイクル	1年	FD委員会	【第11条】授業改善サイクルについては、原則として、すべての教員が、学生による授業評価等に基づ ま、授業の成長が、教員各自のアク ションプランを作成し、FD委員会(平成18年度法 人規程第6号)に報告し、並びにこの計画を実施す るものとする。	・授業アンケートに基づき、教員のアク	9	FD委員会議事要旨	
5	教育・教育環境改善サイク ル	1年	教務学生委員会	【第12条】教育環境改善サイクルについては、各組 職が、修了生アンケート、入学生アンケート等によ り、教育及び教育環境を点検並びに評価し、必要に 応じて改善するものとする。	を実施しているか。		教務学生委員会議事要旨	(10月) ・修了生の意見は有意義なものが多いため、積極的に反映していくべき ・修了生コミュニティの一層の支援が望ましい
6	教員集合研修活動サイクル	1年	FD委員会	【第13条】FD活動サイクルについては、FD委員会 が、教育の内容及び方法に係る計画を実施し、アン ケート等による客観的な検証を行い、及び改善する こととする。	・FDフォーラム終了後にアンケートを実		FD委員会議事要旨	
7	教職員等集合研修活動サイ クル	1年	SD企画運営本部	【第14条】SD活動サイクルについては、SD企画運営本部(2産技大管管第317号)が、教員と職員が一体となって大学運営を適切かつ効果的に実施するために必要な取組を行い、アンケート等による客観的な検証を行い、及び改善することとする。	・SD活動終了後にアンケートを実施したか。	9	SD企画運営本部議事要旨	
8	学生の受け入れ方法 (アド ミッションポリシー) 改善 サイクル		슾	(第15条) 学生の受入れ方法 (アドミッションポリシー) の改善サイクルについては、各組版が、入試 実績 (志原信年、入試成勝等をいう。)、入学生アンケート等により学生交入協権等を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてアドミッションポリシーを改定し、並びに入試方法の改善及び改革を行う。	確認し、分析しているか。 ・必要に応じて、入試実績、認証評価結 果、業務実績評価結果等に基づき、アド ミッションポリシー及び入試方法の見直		カリキュラム委員会議事要旨入試委員会議事要旨	
9	教育課程編成(カリキュラ ムボリシー)改善サイクル		会 (入試委員会/教	【第16条】教育課程編成(カリキュラムポリシー) の改善サイクルについては、各組織が、修了生アン ケート、成績両蓋等により学習成果を一定期間測定 し、その分析報味は基づまを要に応じてカリキュラ ムポリシーを改定し、及びカリキュラムの全面的又 は部分的な改正を行う。	成果を確認し、分析しているか。 ・必要に応じて、学修成果の分析結果、 認証評価結果、業務実績評価等に基づ		カリキュラム委員会議事要旨 教務学生委員会議事要旨	
10	学位授与の基準及び種類 (ディブロマポリシー)の 改善サイクル	5年	会 (入試委員会/教	【第17条】学位授与の基準及び種類(ディブロマボ リシー)の改善サイクルについては、各組機が、就 戦状況、修了生の社会での活躍状況等を一定開間割 定し、教育原果等を検証し、運営諮問会議(18産技 大管管第1号)において産業界からのニーズを聴取 し、必要に応じて単位授与及び学位授与の要件を改 正し、カリキュラム及び履修料目構成を改正し、並 びに入試方法の改正並びに教育研修組織の再編及び 改廃について検討する。	等を確認しているか。 ・運営諮問会議を開催し、産業界からの ニーズを聴取しているか。 ・必要に応じて、修了生の活躍状況、産業界からのニーズ、認証評価結果、業務 実績評価等に基づき、単位授与及び学位		カリキュラム委員会議事要旨 キャリア開発支援委員会議事要 旨 選営諮問会議議事要録	
11	施設整備サイクル	1年	施設・設備 委員会	【第18条】施設設備サイクルについては、施設・設 備委員会(平成18年度法、規程第8号)が、毎年の 定期的な学門開査に基づま、改修及び整備の項目を 整理するとともに、緊急度、効果等を検討し、優先 度の高いものから実施することとする。 2 大規模改修及び新規の建設が必要な場合は、施 設・設備委員会は、東京都公立大学法人へ意見を提 ・ 設・設備委員会は、東京都公立大学法人へ意見を提	調査を行ったか。 ・必要に応じて、改修及び整備を行って いるか。 ・必要に応じて、大規模改修及び新規の		施設・設備委員会議事要旨	

東京都立産業技術大学院大学内部質保証室設置要綱

2 産技大管管第 1014 号 制定 令和 3 年 3 月 5 日

(設置)

第1条 東京都立産業技術大学院大学(以下「本学」という。)は、教育・研究、組織・運営及び施設・設備の状況について継続的に点検並びに評価することで、質の保証を行い、絶えず改善に取り組むこと(以下「内部質保証」という。)を推進するために、学長を室長とする東京都立産業技術大学院大学内部質保証室(以下「内部質保証室」という。)を置く。

(内部質保証室の職務)

- 第2条 内部質保証室は、次に掲げる事項を職務とする。
 - (1) 本学の内部質保証の推進
 - (2) その他本学の内部質保証に必要な事項の検討

(内部質保証室の構成)

- 第3条 内部質保証室は、次に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 学長
 - (2) 研究科長
 - (3) オープンインスティテュート長
 - (4) 附属図書館長
 - (5) 専攻長
 - (6) 自己点検·評価委員長
 - (7) 管理部長
 - (8) その他学長が指名する教職員

(室長)

- 第4条 内部質保証室には室長を置く。
- 2 室長は、学長をもって充てる。
- 3 室長は、内部質保証室を招集し主宰する。
- 4 室長に事故あるときは、室長があらかじめ指名した委員が、室長の職務を代理する。 (任期)
- 第5条 第3条第8号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員交代による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

- 第6条 内部質保証室は、室長が必要と認めたときに招集する。
- 2 内部質保証室は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 内部質保証室の庶務は、東京都立産業技術大学院大学管理部管理課において行う。

(委員以外からの意見の聴取)

- **第7条** 室長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めることができる。 (**委任**)
- **第8条** この要綱に定めるもののほか、内部質保証室の運営に関して必要な事項は室長が 定める。

附則

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。

東京都立産業技術大学院大学内部質保証システム実施要綱

3 産技大管管第 1041 号 制定 令和 4 年 3 月 18 日

(趣旨)

第1条 この要綱は、東京都立産業技術大学院大学(以下「本学」という。)において、 業務を自主的かつ継続的に改善及び向上させるための仕組み(以下「内部質保証システム」という。)の構築に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 自己点検・評価委員会 東京都公立大学法人運営委員会規則(平成17年度法人規則第5号。以下「運営委員会規則」という。)第2条に規定する東京都立産業技術大学院大学自己点検・評価委員会をいう。
 - (2) 内部質保証室 東京都立産業技術大学院大学内部質保証室要綱(令和3年3月5日2 産技大管管第1014号)第1条に規定する東京都立産業技術大学院大学内部質保証室をいう。
 - (3) FD 委員会 運営委員会規則第2条に規定する東京都立産業技術大学院大学 FD 委員 会をいう。
 - (4) SD 企画運営本部 東京都立産業技術大学院大学 SD 企画運営本部要綱(令和2年7月15日2産技大管管第317号)第1条に規定する SD 企画運営本部をいう。
 - (5) 運営諮問会議 東京都立産業技術大学院大学運営諮問会議設置要綱(平成18年4月1日18産技大管管第1号)第1条に規定する運営諮問会議をいう。
 - (6) 教育研究環境整備委員会 運営委員会規則第2条に規定する東京都立産業技術大学 院大学教育研究環境整備委員会をいう。

(PDCA サイクル)

- 第3条 内部質保証システムは、次に掲げる作業の繰返し(以下「PDCA サイクル」という。)により、大学業務の改善及び向上を図るものとする。
 - (1) 計画 (P) 目標及び計画の策定又はその改定の作業
 - (2) 実施 (D) 計画の実施及びその成果測定の作業
 - (3) 点検(C) 中間結果の点検及び実施方法等の改善措置の策定の作業
 - (4) 行為(A) 改善措置による計画の実施及びその成果測定の作業

(PDCA サイクルの実行)

第4条 研究科、委員会、事務局等の各組織(以下「各組織」という。)の長は、PDCAサイクルの実行責任者として、必要に応じて、関係する組織に意見を求めた上、計画

(P)、実施(D)、点検(C)及び行為(A)を行うものとする。

(PDCA サイクルの進行管理)

第5条 PDCA サイクルの進行管理は、自己点検・評価委員会が行い、その結果を内部質保証室に報告するものとする。内部質保証室長は、必要に応じて各組織の長と面談し、改善措置による計画の実施を指示することができる。

(達成度評価)

第6条 一つの PDCA サイクルの期間が終了したときには、別に定めのある場合を除き、 各組織が自ら評価した目標及び計画の達成度について内部質保証室が最終評価を行うも のとする。

(PDCA サイクルの種類)

- **第7条** PDCA サイクルは、次の各号に掲げる項目について実施することとし、1回の期間 は当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 中期計画検討サイクル 6年
 - (2) 年度計画検討サイクル 1年
 - (3) 教員活動改善サイクル 1年
 - (4) 授業改善サイクル 1年
 - (5) 教育・教育環境改善サイクル 1年
 - (6) 教員集合研修活動サイクル(以下「FD活動サイクル」という。) 1年
 - (7) 教職員等集合研修活動サイクル(以下「SD活動サイクル」という。) 1年
 - (8) 学生の受入れ方法(アドミッションポリシー)の改善サイクル 5年
 - (9) 教育課程編成 (カリキュラムポリシー) の改善サイクル 5年
 - (10) 学位授与の基準及び種類 (ディプロマポリシー) の改善サイクル 5年
 - (11) 施設整備サイクル 1年及び6年

(中期計画検討サイクル)

第8条 前条第1号に規定する中期計画検討サイクルについては、地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号)第26条に定める中期計画の検討におけるPDCAサイクルに ついて、各組織が、東京都地方独立行政法人評価委員会の指示に基づき、中期計画期間 の5か年度目に過去4か年度の結果の暫定評価を行い、これに基づき計画の実施方法の 改善措置を講じるものとする。

(年度計画検討サイクル)

第9条 第7条第2号に規定する年度計画検討サイクルについては、地方独立行政法人法 第27条に定める年度計画の検討におけるPDCAサイクルについて、各組織が、東京都地 方独立行政法人評価委員会の指示に基づき、年度計画の実施内容について点検を行い、 これに基づき翌年度の計画の策定に反映させるものとする。

(教員活動改善サイクル)

第10条 第7条第3号に規定する教員活動改善サイクルについては、原則として、すべ

ての教員が、自ら活動計画を立て、実績を整理し、活動の振返りを行い、それをもとに 次期の活動計画を立てるものとする。

(授業改善サイクル)

第11条 第7条第4号に規定する授業改善サイクルについては、原則として、すべての 教員が、学生による授業評価等に基づき、授業の点検及び評価を行い、教員各自のアク ションプランを作成し、FD 委員会に報告し、並びにこの計画を実施するものとする。

(教育・教育環境改善サイクル)

第12条 第7条第5号に規定する教育・教育環境改善サイクルについては、各組織が、修 了生アンケート、入学生アンケート等により、教育及び教育環境を点検並びに評価し、 必要に応じて改善するものとする。

(FD 活動サイクル)

第13条 第7条第6号に規定するFD活動サイクルについては、FD委員会が、教育の内容 及び方法に係る計画を実施し、アンケート等による客観的な検証を行い、及び改善する こととする。

(SD 活動サイクル)

第14条 第7条第7号に規定するSD活動サイクルについては、SD企画運営本部が、教員 と職員が一体となって大学運営を適切かつ効果的に実施するために必要な取組を行い、 アンケート等による客観的な検証を行い、及び改善することとする。

(学生の受入れ方法(アドミッションポリシー)の改善サイクル)

第15条 第7条第8号に規定する学生の受入れ方法(アドミッションポリシー)の改善サイクルについては、各組織が、入試実績(志願倍率、入試成績等をいう。)、入学生アンケート等により学生受入結果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてアドミッションポリシーを改定し、並びに入試方法の改善及び改革を行う。

(教育課程編成(カリキュラムポリシー)の改善サイクル)

第16条 第7条第9号に規定する教育課程編成(カリキュラムポリシー)の改善サイクルについては、各組織が、修了生アンケート、成績調査等により学習成果を一定期間測定し、その分析結果に基づき必要に応じてカリキュラムポリシーを改定し、及びカリキュラムの全面的又は部分的な改正を行う。

(学位授与の基準及び種類 (ディプロマポリシー) の改善サイクル)

第17条 第7条第10号に規定する学位授与の基準及び種類(ディプロマポリシー)の改善サイクルについては、各組織が、就職状況、修了生の社会での活躍状況等を一定期間測定し、教育成果等を検証し、運営諮問会議において産業界からのニーズを聴取し、必要に応じて単位授与及び学位授与の要件を改正し、カリキュラム及び履修科目構成を改正し、並びに入試方法の改正並びに教育研修組織の再編及び改廃について検討する。

(施設整備サイクル)

第18条 第7条第11号に規定する施設設備サイクルについては、教育研究環境整備委員

会が、毎年の定期的な学内調査に基づき、改修及び整備の項目を整理するとともに、緊 急度、効果等を検討し、優先度の高いものから実施することとする。

2 大規模改修及び新規の建設が必要な場合は、教育研究環境整備委員会は、東京都公立大学法人へ意見を提出するものとする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、内部質保証システムに関し必要な事項は、内部 質保証室が定める。

附 則(令和4年3月18日3産技大管管第1041号)

この要綱は、令和4年3月18日から施行する。

附 則 (令和5年3月27日4産技大管管第1078号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

作 成

東京都立産業技術大学院大学管理部管理課 企画広報·国際係

〒140-0011 東京都品川区東大井 1-10-40 電話:03-3472-7840/FAX:03-3472-2790

Email: info_kokusai@aiit.ac.jp / HP: https://aiit.ac.jp



東京都立 産業技術大学院大学